府令・省令

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の三第二項第七号の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百八十二条の五第三項第三号中「（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

附　則

この命令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○内閣府、厚生労働省令第九号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第三項及び第五項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の三十七第二項第三号及び第五十二条の六十三第二項第七号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　小宮山洋子

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百二十二条第一号中「及び住民票」を「、住民票」に改め、「これらの者が」を削り、「外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第百五十二条の二の二第三項第三号を除き、」に改め、同条第二号中「」及び」を「」、」に改める。

第百五十二条の二の二第三項第三号中「（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

別紙様式第十五号5の表記載上の注意1中「所在地」を「住所」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（外国人登録証明書の写しに関する経過措置）

第二条　この命令による改正後の労働金庫法施行規則（以下「新規則」という。）第百二十二条の規定の適用については、中長期在留者（入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、新規則第百二十二条第一号に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

（紛争解決等業務に関する報告書の様式に係る経過措置）

第三条　新規則別紙様式は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

○内閣府令農林水産省令第八号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　郡司　彰

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の四第一号中「及び住民票」を「、住民票」に改め、「これらの者が」を削り、「外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十七条の三十五第三項第三号を除き、」に改める。

第五十七条の三十五第三項第三号中「（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

別紙様式第五号5記載上の注意1中「所在地」を「住所」に改める。